一般財団法人世田谷トラストまちづくり理事長の専決処分に関する規程

平成29年3月3日世トま規程第69号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり理事会(以下「理事会」という。)と一般財団法人世田谷トラストまちづくり理事長(以下「理事長」という。)との関係を調整し、一般財団法人世田谷トラストまちづくり(以下「財団」という。)事務処理運営の合理化を図るため、理事長に一定の専決処分の権限を与えることを目的とする。

(理事会の委任による専決処分)

- 第2条 理事会の権限に属する事項で特に指定したものは、理事長においてこれを専決処分することができる。
- 2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、これを理事会に報告しなければならない。

(専決処分事項の指定)

- 第3条 前項第1項の規定により、理事長が専決処分することができる事項は、次のとおりとする。
  - (1)世田谷区職員の給与に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例等、職員の勤務条件に関する規定の改正に準じて、 財団の規程を改正すること。
  - (2) その他法令等の改正により財団の規程を改正すること。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。